

平成14年11月28日

横浜市
市長 中田 宏 殿社団法人 日本書籍出版協会
理事長 朝 倉 邦 造

申 入 書

前 略

すでにご高承のことと存じますが、横浜市は市立図書館全館において、本来著作権法第31条に基づいて行うべき複写物の利用者への提供を同条に基づかず、著作権法第30条と同法附則第5条の2の規定を適用して利用者自らが複製を行うことを許容しております。当協会は横浜市に対し、横浜市が行っているこの著作権法に抵触する複写サービスを即刻中止するよう申し入れます。

この問題について、当協会ならびに社団法人日本雑誌協会の代表が平成13年2月15日に横浜市中心図書館を訪問し、同館梅田館長らに対し同サービスの中止をお願いしたうえで公開質問状案(※別便で関係資料と一緒に送付)を提示し、両協会の考えを伝えました。その後、高秀前市長と当協会相賀昌宏副理事長(雑誌協会副理事長兼任)との会談を経て、事務レベルで数度にわたり話し合いを持ってまいりました。

当協会ならびに雑誌協会は、同サービスが即刻中止され、正常なサービスに戻ることを期待して横浜市中心図書館の事務担当者と話し合いをすすめてまいりましたが、本年11月1日に事務担当者から当協会に口頭でいただいた最終的な回答は、同サービスの論拠としている著作権法の条文の館内での掲示は撤去するが、実態としては同サービスを継続していくという内容でした。1年9ヶ月にわたり様々なかたちで交渉をすすめてきたにもかかわらず、この回答は、問題の本質的な解決にはほど遠い極めて遺憾で到底承服できないものです。

もとより、市民へのサービスは市政の重要な役割ですが、それは当然法令の適正な運用に基づいたものであるべきです。文部科学省や文化庁をはじめ多くの著作権法学者、図書館関係者も横浜市の市立図書館が行っている複写サービスについては著作権法上否定的な見解であり、他の自治体の図書館からも同館の行為に対して反発の声が上がっています。全国図書館大会の分科会等においては図書館関係者からも「公務員が法律を脱法的に運用することは許されない」「裁判で決着をつけるべきだ」などの厳しい批判が寄せられています。新聞や定期刊行物等でも再三取り上げられ、多くの関係者が重大な危惧を持ってこの問題の行方を見守っています。

また、社団法人日本図書館協会からの中止要請を無視し、社団法人日本複写権センター等からの申入れに対しても何らの反応がないことは、公共図書館として甚だ誠意を欠いた対応であると言わざるをえません。

つきましては、横浜市の市立図書館が行っている著作権法に抵触する複写サービスを直ちに中止されるよう、重ねて申し入れる次第です。

なお、非常に緊迫した問題ですので、本年12月15日までに本件についての見解ないしは今後の対応を文書でお示しください。

仮にこの申入れが聞き届けられず同サービスが今後も改善なく継続される場合、あるいは何らの回答も得られない場合は、これ以上横浜市の良識に期待できないと判断し、誠に遺憾ではありますが、横浜市在住者を含む著作権者、出版者、権利者団体及び関係団体とも連携して、著作者の権利を守るために法的手続きを採ることになります。

草 々